

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則（平成17年総社市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第58号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第58号（第4条関係）</u> 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の総社市税条例施行規則様式第58号は、令和5年5月31日までの間に限り、使用することができる。



市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
 県民税 特別徴収

				年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
総社市長 あて  年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒				特別徴収義務者 指定番号		
			フリガナ					担連 当絡 者先	所属	
			氏名又は名称						氏名	
個人番号 又は法人番号						一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電話	内線 ( )	
給 与 所 得 者	宛名番号			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由  <input type="checkbox"/> 1. 退職 (F) <input type="checkbox"/> 2. 勤 2. 転 職 ・ 長 3. 休 職 ・ 欠 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 (C) ・ 不 定 期 (D) 6. 合 併 ・ 解 7. そ の 他 A. 2 名 以 下 B. 他 特 徴 C. D の 徴 収 者 E. 専 従 G. 1 年 未 満 1と5 については、F・ C・Dの いずれか を記入 右から 番号を 記入	異動後の未徴収税額の 徴収方法  <input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 右から 番号を 記入 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)	
	フリガナ									
	氏名									
	生年月日	年	月	日						
	個人番号									
	1月1日 現在の住所									
異動後の 住所			円	円	円	年	月	日		

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規		法人番号				新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所在地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属				<input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ				氏 名				
	氏名又は名称			電 話	内線 ( )			受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※総社市記入欄

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ずご提出ください。